

県庁舎整備基本構想案

第4回「長崎！県市町スクラムミーティング」資料

県庁舎整備について

新たな県庁舎の建設に関する意見書	1
県庁舎整備基本構想案の概要	3
県民からの意見聴取の実施状況	8

平成23年1月17日

長崎県県庁舎基本構想策定室

新たな県庁舎の建設に関する意見書

県庁舎整備については、昭和46年12月以降、特別委員会等を5回設置するなど、県議会として長年にわたり種々の議論を行ってきた。このような経過の中、平成元年2月定例会において長崎県県庁舎建設整備基金条例を議決し、毎年度積立てが行われた結果、平成21年度末の基金残高は約371億円となっている。

また、平成9年第1回定例会においては、長崎魚市跡地を県庁舎の建設候補地とする意見が大勢を占めたという県庁舎建設特別委員会の委員長報告が行われた。これを踏まえて、県においては、知事が新庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適であると表明し、長崎市議会と長崎市長の同意を得て、県庁舎用地の造成を目的とした長崎魚市跡地の埋立工事を行った。

さらに、平成20年9月に議会運営委員会主催により、県内5地域で開催した「県庁舎整備について県民の声を聴く会」において、県議会としての検討の必要性が明らかになったことから、平成20年10月に県庁舎整備特別委員会を設置し、終始活発な議論が行われた。その結果について、平成21年5月臨時会において委員長報告が行われるとともに、特別委員会の議論を踏まえて、新たな庁舎の建設が必要であり、建て替える場合の建設場所を魚市跡地とし、新庁舎の着工を判断するため、早急に基本構想を策定することを求める「県庁舎整備に関する意見書」を県議会として可決した。

県においては、同意見書を踏まえ、基本構想の検討が行われ、平成22年2月に「長崎県庁舎整備基本構想案」として取りまとめ、県議会に報告するとともに、パブリックコメントや各種団体との意見交換会を実施した。

県議会としては、基本構想案の提出を受け、平成22年3月に改めて県庁舎整備特別委員会を設置して審議を行うとともに、県内8地域で「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催した。この会では、長崎魚市跡地での新庁舎建設に賛成する意見が大勢を占め、パブリックコメントの結果と概ね同様であった。

県庁舎整備特別委員会では、これらの県民から寄せられた意見を踏まえつつ、基本構想案の内容や現庁舎移転後の跡地活用などについて真剣な議論を行ってきた。

その結果、現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加えて、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすために、その耐震性と適切な機能整備が喫緊の課題であり、県民の生命・財産を守る立場にある県として、何の策も講じずに放置することは許されないことから、新たな庁舎の建設を判断すべき時期にきているとの結論に達した。

このことを踏まえ、知事におかれては、以下の方針に沿って、県庁舎建設を速やかに進められることを強く要望する。

記

- 1 県議会において慎重かつ営々で行ってきた議論を踏まえて確定する「長崎県庁舎整備基本構想」に基づき、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）の建設に速やかに着手すること。
- 2 道州制など将来の社会経済情勢に応じた行政ニーズの変化に的確に対応できる庁舎とするような工夫を行うこと。
- 3 県内企業の受注機会の確保や県内産資材の使用促進により、県庁舎建設による県内への経済波及効果を高め、県民生活の向上や県内経済の活性化を図るため、建物の品質確保の方策や県内企業の実情等を踏まえつつ、全庁あげて発注方法について最大限の工夫を行うこと。
- 4 現庁舎が移転した場合の跡地活用については、現庁舎敷地の重要性に鑑み、周辺地域や長崎市はもとより長崎県全体の活性化につながるよう県庁舎建設と同時並行して、地元長崎市と一体となって積極的に検討を進めるとともに、県土の均衡ある発展に取り組むこと。

以上、意見書を提出する。

平成23年1月12日

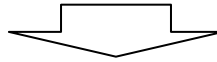
長 崎 県 議 会

県庁舎整備基本構想案の概要

1 基本理念及び基本方針

〔基本理念〕

県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり



〔基本方針〕

- (1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎
- (2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎
- (3) 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎

2 整備計画の主な内容

(1) 県民生活の安全・安心を支える庁舎

- 災害対策本部等を集約した「危機管理防災センター（仮称）」の整備
- 屋上ヘリポートの設置
- 災害時のエントランスホールの活用（一時的な避難・医療活動の場所）
- 警察特殊機能の充実（通信指令室、交通管制センター、科学捜査研究所等）

(2) 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

- コンパクトで低コストな庁舎
 - （・華美な装飾や地下駐車場等は設けない
 - ・行政棟と議会棟でのエントランスホールの共用や会議室の相互利用等）
- 執務室のオープンフロアー化・執務室や打合せスペース等の効率的な配置
部局間の連携強化による県民サービスの向上
県民とのコミュニケーションの向上
- 低炭素社会の実現のための最先端の取り組み

(3) 県民に優しく、県民が親しみを感じる庁舎

- 防災緑地や敷地内空地の活用による公園的な空間の整備
- 県民協働会議室の整備、会議室等の県民への開放
- エントランスホール、展望施設、喫茶室、食堂の県民への開放
- 総合的な情報発信、県民の県政参画のための「県民情報センター（仮称）」の設置

3 庁舎の規模と事業費 コンパクトで低コストな庁舎

庁舎の規模は、現況面積を基本として、

- ・ 執務室は、現況面積に、廊下のキャビネットを室内に配置するスペースとバリアフリー化のスペースを付加
- ・ 県政推進に必要となる機能など、必要最小限度の機能のみを付加

区 分		延床面積 ()内は現況面積	建設単価	金 額
建設費	行政棟	約49,000㎡ (35,114㎡)	/	/
	議会棟	約6,500㎡ (3,260㎡)		
	警察棟	約20,000㎡ (15,319㎡)		
	小計	約75,500㎡ (53,693㎡)	約36万円/㎡ ～約42万円/㎡	約272億円 ～約317億円
	駐車場棟	約11,000㎡ (1,186㎡)	約12万円/㎡ ～約15万円/㎡	約13億円 ～約17億円
	設計監理費			約13億円
	建設費計			約298億円 ～約347億円
関連経費	新庁舎への移転費、警察本部の特殊システム設置費、現庁舎の解体費等			約40億円
合計				約338億円 ～約387億円

職員・議員1人あたりの床面積（共用部分を含む）

区 分		行 政	議 会	警 察
長 崎 県	現 況	16.5㎡	70.9㎡	20.1㎡
	構 想 案	24.5㎡	141.3㎡	24.7㎡
九州他県平均		25.3㎡	177.1㎡	25.3㎡

4 財 源 県庁舎建設整備基金と国庫補助金の範囲内での事業実施は可能

区 分	金 額	摘 要
県庁舎建設整備基金	約375億円	・ 21年度末残高 約371億円 ・ 数年後の見込み 約375億円
国庫補助金	約10億円 ～約20億円	・ 警察本部庁舎建設にかかる国庫補助金
合計	約385億円 ～395億円	

5 スケジュール 全体で5年3箇月

●……：入札契約手続きの期間

区 分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
基本設計 実施設計	●……● (約1年8箇月)					
建設工事 外構工事		建設工事	●……● (約2年6箇月)			
				外構工事	●……● (約1年2箇月)	

6 事業手法

設計・建設・維持管理を個別に発注する従来方式で実施

県庁舎建設の財源として県庁舎建設整備基金があり、民間での資金調達が必要でないこと、また、準備期間に2年程度を要することなどから、PFI方式はとらない。

WTO政府調達協定により県内企業に限定できない工事もあるが、発注方法について最大限の工夫を行うことで、県内企業の受注機会の確保や県内産資材の使用促進を図り、県内への経済波及効果を高める。

建設費を370億円と想定した場合の経済波及効果は、その1.69倍の約625億円が見込まれる。

〔参考〕 基本構想案の修正について

1 修正方針の基本的な考え方

平成22年2月に策定した「県庁舎整備基本構想案」について、パブリックコメントや県民の声を聴く会、各種団体との意見交換会において、県民から寄せられた意見と、県庁舎整備特別委員会での審議結果を踏まえ、必要な修正を行う。

2 主な修正内容

(1) 建設形体について

現行案のとおり、行政棟、議会棟、警察棟の三棟をそれぞれ別棟とするが、行政棟と議会棟は可能な限り近接して配置することを明記
別棟とした場合でもコスト増にならないことを追記

(2) 行政棟について

「県民の子育て支援の機能」を削除（200㎡）

(3) 警察棟について

警察特殊施設について、各施設の具体的な内容を追記
警察特殊施設の規模を増（+500㎡）

(4) 庁舎の規模

区分	修正前	修正案	増減	摘要
行政棟	約49,500㎡	約49,000㎡	500㎡	一般執務室、子育て支援施設の減
議会棟	約6,500㎡	約6,500㎡	±0㎡	
警察棟	約19,500㎡	約20,000㎡	+500㎡	警察特殊施設の増
合計	約75,500㎡	約75,500㎡	±0㎡	

(5) 駐車場計画について

区分	修正前	修正案	増減	摘要
来庁者用	約150台	約200台	+50台	ただし、庁舎完成後における需要に対応(増減)できる設計を行う。
公用車両等	約250台	約250台	±0台	
合計	約400台	約450台	+50台	

(6) 工事発注等について

県内企業の受注機会の拡大のために、工事を分離発注することや、設計・監理業務にJV方式を導入することを追記

分離発注の課題解決に向けた庁内検討体制を整備することを追記

(7) その他

事業手法（PFIは導入しない旨）等について、わかりやすい表現に修正
「電気自動車の充電設備の設置」等の機能について追記

その他、文言の一部追記・修正や、平成22年2月以降の経緯を踏まえた
時点修正など（例：県庁舎建設整備基金残高 平成20年度末約370億円
平成21年度末約371億円）

県民からの意見聴取の実施状況

1 県議会主催の「県庁舎整備について県民の声を聴く会」

- ・ 開催期間 平成22年7月24日～9月4日
- ・ 開催時間 3時間～3時間45分
- ・ 開催場所 県内8地域
(長崎、県央、島原、県北、下五島、上五島、壱岐、対馬)
- ・ 参加者 各市町長・議長、各種団体、一般県民など 延べ1,505人

〔参考〕平成20年度の開催状況

- ・ 開催期間 平成20年9月13日～9月23日
- ・ 開催時間 約3時間
- ・ 開催場所 県内5地域(長崎、県央、島原、県北、下五島)
- ・ 参加者 各市町長・議長、各種団体、一般県民など 延べ639人

2 パブリックコメント

- ・ 意見提出者数 625人(過去最高:子育て条例素案(平成20年)127件)
- ・ 意見数 1,239件
- ・ 募集期間 平成22年4月19日～9月10日(当初～6月18日)
- ・ 結果概要 〔建設に関する意見〕

- ・ 建設に賛成する意見 484人 77.4%
- ・ 建設に反対する意見 55人 8.8%
- ・ 不明 86人 13.8%

〔建設場所に関する意見〕

「建設に賛成する意見」(484人)に占める割合 ←

- ・ 長崎魚市跡地 369人 76.2%
- ・ 現在地 27人 5.6%
- ・ 県央等 52人 10.7%
- ・ 不明 36人 7.4%

意見(全文)の閲覧

- ・ 閲覧期間 平成22年10月12日～11月12日
- ・ 閲覧場所 県民情報センター(県庁内) 各振興局

・ 主な周知方法

通常の方法:県ホームページ、県広報誌、県政番組、新聞

全世帯広報誌「県民だより」(8月号)での周知・意見募集 約53万部

各種団体等への基本構想案の送付 806団体

各種団体への訪問による説明・質疑等 延べ223団体

(うち延べ49団体と意見交換会を実施)

3 各種団体との意見交換会

団体からの要請に応じて、意見交換会を実施

- ・ 実施団体数 延べ49団体(市町・議会、関係団体、自治会、商店街組合等)

〔修正案・たたき台〕

(H22.12.8 現在)

長崎県庁舎整備基本構想案
～県民とともに新しい時代を切り拓く庁舎づくり～

平成22年12月

長 崎 県

〔修正案・たたき台〕

整備計画

1 基本的な事項

(1) 敷地の概要

位 置 長崎魚市跡地（長崎市尾上町）

敷地面積 約30,000㎡（長崎魚市跡地の総面積約58,000㎡の一部）

長崎魚市跡地は、長崎駅の新駅舎に隣接し、都市計画道路浦上川線に接するなど、利便性の高い位置にあります。

隣接する防災緑地に面して耐震岸壁が設置され、また、岸壁沿いには、漁港施設の臨港道路が整備されます。



県庁舎建設予定地(長崎魚市跡地)の現況写真

(2) 土地利用の基本的な考え方

敷地内の土地利用については、敷地の周辺において、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、長崎駅の新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。

庁舎の敷地は、隣接する防災緑地と一体となって、常に県民が自由に利用でき、憩い、集える公園的な空間とします。

〔修正案・たたき台〕

(3) 庁舎等の配置

庁舎は、各部門の独自性と必要な機能を確保するとともに、道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応できるようにするため、建設コスト等も勘案し、行政棟、議会棟、警察棟の三棟をそれぞれ独立庁舎として配置します。

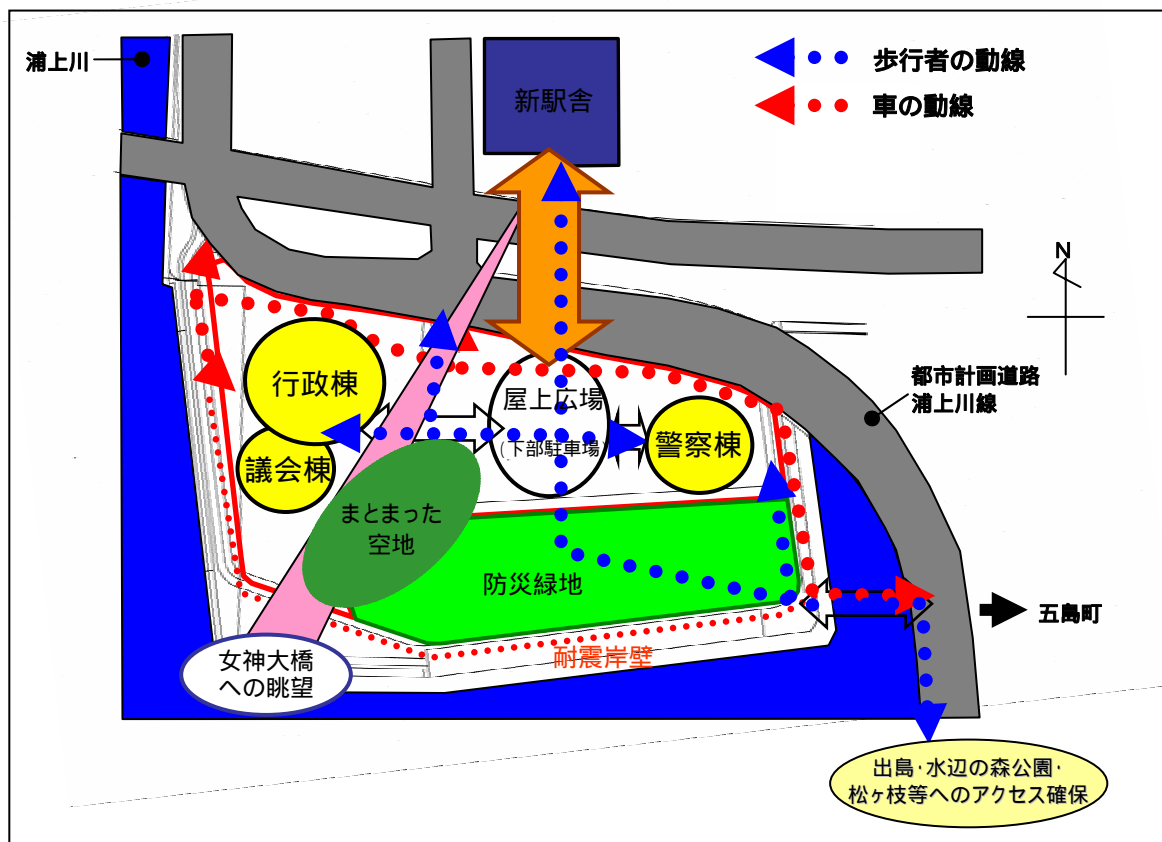
ただし、行政棟と議会棟は可能な限り近接して配置し、短時間でスムーズに行き来できるようにするとともに、エントランスホールの共有、会議室の相互利用などを行います。

注) 行政棟と議会棟を別棟とした場合と、合築した場合のコスト比較を行ったところ、建設費に大きな差はなく、どちらかといえば、別棟とした場合が安くなるという試算結果となりました。

敷地中央部に駐車場棟を設け、その両側に庁舎を配置して通路でつなぐことにより、行政棟・議会棟と警察棟との動線を確保します。また、駐車場棟の屋上を広場として活用して新駅舎からの動線と連結させることを目指します。

行政棟・議会棟に隣接してまとまった空地を設け、エントランスホールや隣接する防災緑地と連携して、イベント等に活用できるようにします。

土地利用のイメージ図



〔修正案・たたき台〕

(4) 動線計画

敷地への出入口は、来庁者のアクセスに考慮し、長崎駅側（敷地中央部）と五島町側、浦上川側の3箇所に設けます。

来庁者が自家用車や自転車、公共交通機関、徒歩等で、スムーズにアクセスできるように計画します。また、敷地内にタクシーの待機所を設けるほか、バスの停留所の設置について関係機関と協議を行います。

車の動線は敷地の外周に配置し、敷地内の歩行者動線と可能な限り分離します。

(5) 庁舎の概要

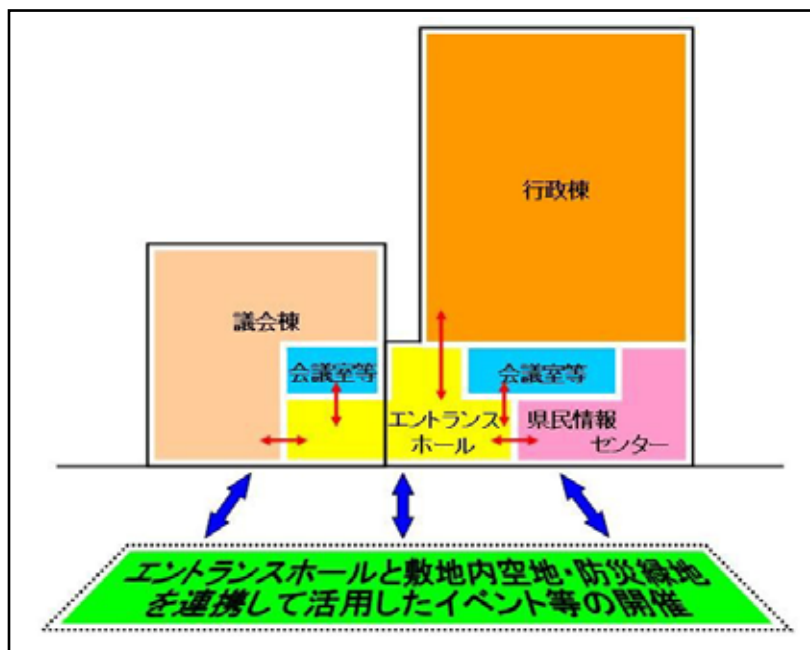
新しい庁舎は、未永く県民に親しまれ、また、行政、議会、警察の各部門における業務を円滑かつ効率的に運営するために必要な機能を備えるとともに、道州制の導入など将来の行政ニーズの変化に対応して容易に転用できる設計とします。

行政棟の下層階に、県民が自由に集って憩いや交流ができるエントランスホールのほか、県内のN¹PO・ボランティア団体などが閉庁日等に利用できる会議室を整備するとともに、本県の魅力や情報を幅広く発信する「県民情報センター（仮称）」を設置します。

庁舎の規模等

現況面積を基本とし、必要最小限度の機能のみを付加するとともに、行政棟と議会棟のエントランスホールの共用や会議室の相互利用を行うなど、コンパクトな庁舎とします。また、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、低コストな庁舎とします。

エントランスホールと敷地内空地・防災緑地の連携のイメージ



1 NPO

ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

〔修正案・たたき台〕

参考資料

1 県庁舎整備にあたっての参考事項

(1) 新しい庁舎とまちづくりとの連携

長崎駅周辺においては、長崎駅部を含めたJR長崎本線連続立体交差事業や長崎駅周辺土地区画整理事業が平成21年度に事業認可を受け、県都の玄関口にふさわしい都市機能の集積、都市空間の形成によるにぎわいの創出と交流の促進を目指した新しいまちづくりが本格的に動き出しています。また、都市計画道路浦上川線、長崎漁港再整備計画、九州新幹線長崎駅部構想などの各種事業が進められています。

このような中で、観光立国を牽引する重要な地域として、平成20年12月に「長崎市中央部・臨海地域」が、国土交通大臣から都市再生総合整備事業の実施区域の指定を受けました。この指定を受け、県と地元長崎市が一体となり、平成22年3月にまちづくりの基本計画（都市・居住環境整備基本計画）の策定を行い、平成22年度から、特に重点的に整備を進める必要がある長崎駅周辺エリアと松が枝周辺エリアの整備計画の策定に取り組んでいます。また、民間再開発を支援するため、都市再生緊急整備地域の指定に向けた検討も併せて行っています。

この基本計画では、「平和と文化の国際交流拠点都市 長崎の再生」を目指し、「都市の魅力の強化」、「回遊性の充実」、「国際ゲートウェイ機能の再構築」を図ることとし、そのための8つの整備方針に沿って、開発と保全、ハード施策とソフト施策を総合的に進めることにより、交流人口を拡大し、地域の活力を再生することとしています。

計画に掲げた主な施策のうち、長崎魚市跡地とその周辺で予定されている施策は次のとおりです。

景観や眺望に配慮した新駅舎建設と歩行者デッキの整備

新駅舎と離島航路を直結する新たな機能の導入

浦上川の東西の連携強化

浦上川線沿いの水辺のプロムナードの延伸整備（魚市跡地と五島町方面への連結）

また、耐震岸壁や防災緑地が整備された漁港施設においては、災害時に緊急物資や避難者の輸送等が円滑に行われ、防災拠点としての機能を十分に発揮するため、五島町から長崎魚市跡地への交通動線の整備を検討しています。

これらの計画に基づき、長崎魚市跡地の県庁舎建設予定地の周辺においては、まちづくりのための様々な事業が展開されることから、県庁舎整備にあたっては、新駅舎から女神大橋方向への眺望の確保を重視するとともに、新駅舎とまちなかをつなぐ歩行者動線を確保するなど、周辺での各事業と連携して、新たな魅力ある都市空間の創出を目指します。

〔修正案・たたき台〕

(2) 現庁舎の跡地活用

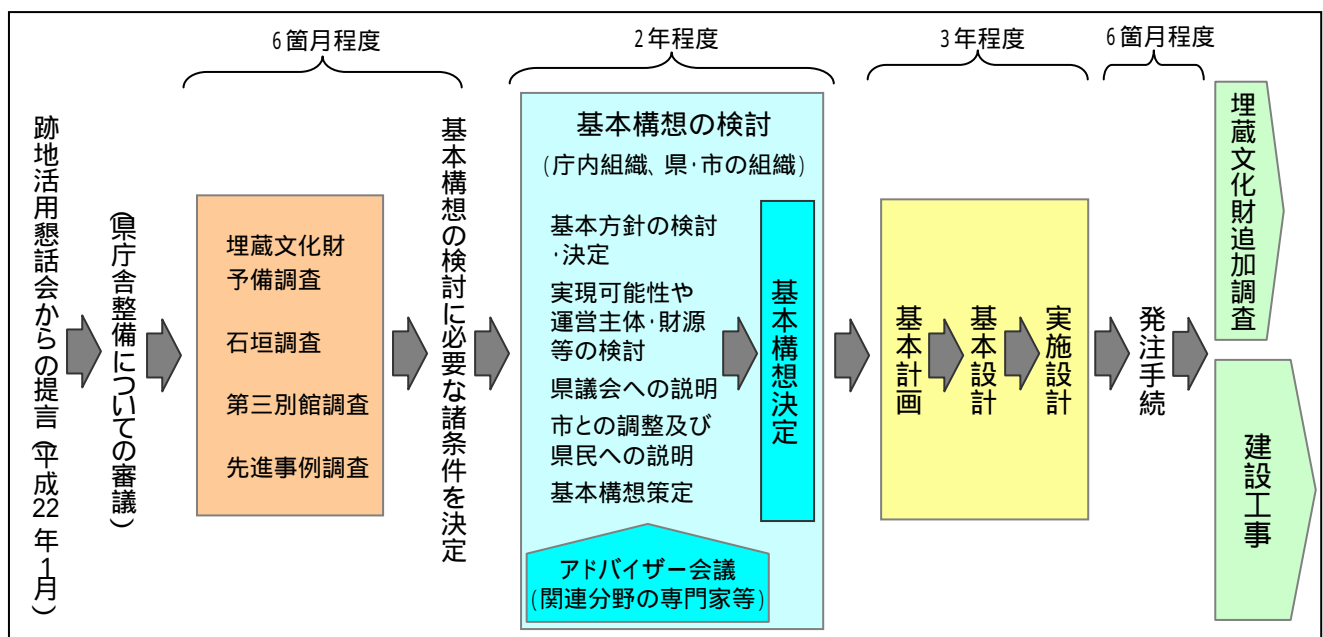
県議会における「県庁舎整備に関する意見書」の採択に先だって行われた「県庁舎整備特別委員会」委員長報告において、県庁舎が移転した場合の跡地活用についても検討すべきとされました。これを踏まえ、平成21年8月に各界・各層の有識者や地元関係者等で構成する「県庁舎跡地活用懇話会」を設置し、ご議論をいただきました。6回にわたる会議での活発な議論を経て、本年1月29日に懇話会としての「提言」を取りまとめられ、知事に提出いただきました。

提言のポイントは次のとおりですが、その趣旨は、現庁舎の敷地は長崎の町の発祥の礎であり中心市街地の核といえる場所であることから、この場所を県庁舎という行政機能が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたって閉ざすことになるとの認識のもと、県庁舎が移転することを大きなチャンスと捉え、その歴史性等に配慮しつつ、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指し、長崎県全体の活性化に結びつけるべきであるというものです。

この提言については、平成22年3月に設置された「県庁舎整備特別委員会」に報告し議論いただいた結果、提言で示されている埋蔵文化財調査や、石垣保存の検討、第三別館の保存・活用を視野に入れた調査等を早急を実施すべきとのご意見をいただき、現在、これらの調査を実施しているところです。

今後、この提言を十分に尊重し、県議会でもご議論をいただき、地元長崎市と一体となって、長崎市のみならず長崎県全体にとって最もよい活用策を早急に検討します。

今後の検討フロー



〔修正案・たたき台〕

「長崎県庁舎跡地活用に関する提言」のポイント

〔基本理念〕

現庁舎の敷地は、440年前の開港以来、教会や長崎奉行所西役所、海軍伝習所が置かれるなど、長崎発祥の礎でありかつ中心市街地の核ともいふべき唯一無二の場所である。

県庁舎という行政機関が占有し続けることは、この場所の本来持つ価値や大いなる可能性を将来にわたり閉ざしてしまう。

県議会での意見書採択は、大きなチャンスが到来したということであり、今こそ象徴的なこの場所に新たな魅力や価値を与えることで再生を図るべき。

この場所を最後で最大の資源として活用しなければ長崎の将来は展望できないという切迫感を共有する必要がある、先送りは許されない。

この場所を活用することにより、県全体の活性化につなげることが長崎県の責務である。

〔基本的な方向〕

県民共有の財産として誰もが利用できる場所とすることを前提に、～ 全てを満たすものとすべき。

集い、交流を通じて新しい魅力や価値を創造する場

歴史性への配慮

都市核としての象徴性……長崎の町の発祥から発展に至る拠点

周辺との調和と波及効果……出島復元計画等への配慮、整備効果の県内波及

警察本部庁舎敷地は、周辺のまちづくりの種地とするなど柔軟な活用も考えられる。

〔期待される活用方法〕

(各委員から示されたもののうち代表的なもの)

芸術・文化の新たな創造発信拠点

魅力や価値の体験・学習の場

歴史・文化を実感できる空間

これらの活用例を含めた活性化に役立つ様々な機能を複合的に組み合わせるなどにより、新たな賑わいや憩い・交流の創出を目指すべき。

その他、検討にあたって留意すべき事項

埋蔵文化財調査の実施、石垣保存の検討、第三別館の保存・活用を視野に入れた調査等を行うべき。